

(令和3年3月25日 庁議)

部等名 森林環境部

件名	「第4次山梨県廃棄物総合計画」の策定について（協議）				
経緯	<p>○趣旨</p> <p>廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくため、国の基本方針等を踏まえて、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定する。</p> <p>○策定経緯</p> <p>令和2年 8月 第1回 環境保全審議会廃棄物部会開催 10月 第2回 環境保全審議会廃棄物部会開催 令和3年 1月 第3回 環境保全審議会廃棄物部会開催 1月～2月 市町村等への意見照会を実施 2月 パブリックコメントを実施 3月 環境保全審議会開催</p>				
内容	<p>○パブリックコメントの結果</p> <table><tr><td>1. 意見の件数</td><td>9件（1人）</td></tr><tr><td>2. 意見への対応</td><td>加筆修正等意見反映 4件 記述済み 2件 実施段階検討 3件</td></tr></table> <p>○パブリックコメント及び山梨県環境保全審議会における意見聴取の結果を踏まえ、「第4次山梨県廃棄物総合計画」を別添のとおり策定し、県民に公表する。</p>	1. 意見の件数	9件（1人）	2. 意見への対応	加筆修正等意見反映 4件 記述済み 2件 実施段階検討 3件
1. 意見の件数	9件（1人）				
2. 意見への対応	加筆修正等意見反映 4件 記述済み 2件 実施段階検討 3件				

第4次山梨県廃棄物総合計画(案)の概要

第1章 基本的事項

- (1) 策定の趣旨
 ・廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年3月に策定した「第3次山梨県廃棄物総合計画（平成28年度～令和2年度）」に引き続き、国の基本方針等を踏まえて「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定する。
- (2) 計画の位置付け及び計画期間
 ・廃棄物処理法第5条の5に規定する「廃棄物処理計画」 ・山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に規定する「廃棄物総合計画」 ・計画期間：5年間（R3～R7）

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1. 一般廃棄物

- (1) 総排出量
 指定ごみ袋制度の導入やマイバッグの利用促進などの取り組みにより削減に努めたが想定よりも削減が進まず目標の達成が困難な状況であり、更なる県民意識の醸成に向けた取り組みが必要である。
- (2) 再生利用率
 平成30年度に新たなごみ処理施設による焼却灰の再資源化（溶融スラグ）が本格化し、再生利用率は向上したが、家庭からの資源ごみの分別収集状況は芳しくなく目標の達成が困難である。資源ごみの分別にかかる更なる県民意識の醸成を促す必要がある。
- (3) 最終処分量
 広域化に伴う新たなごみ処理施設の稼働に伴い、焼却灰の再資源化が本格化し目標を達成するペースで推移した。

一般廃棄物の状況	H25実績	H30実績	R2目標
総排出量(千t)	310	299	277
再生利用率(%)	16.6	17.0	23.0
最終処分量(千t)	31	19	23

2. 産業廃棄物

- (1) 総排出量
 排出量は経済状況等の社会情勢の影響を受け、主に建設業の減少が要因となり目標を達成するペースで推移している。引き続き発生抑制に向けて取り組む必要がある。
- (2) 再生利用率
 砂利採取業の再生利用の取り組みが進み、目標を達成するペースで推移している。引き続き再生利用等に関する取り組みを継続することが必要である。
- (3) 最終処分量
 再生利用の向上に伴い、最終処分量が大幅に減少し目標を達成するペースで推移している。
- 3. 不法投棄対策**
 平成27年頃をピークに近年減少傾向にあるが依然として根絶には至らない状況。今後も警察や市町村など関係機関と連携し監視パトロール等を積極的に進め、監視を強めていく必要がある。

産業廃棄物の状況	H25実績	H30実績	R2目標
総排出量(千t)	1,824	1,698	1,842
再生利用率(%)	55	61	56
最終処分量(千t)	154	21	153

4. 社会情勢の変化への対応

- 食品ロス削減推進法の施行に伴い、2030年度までに食品ロス量を半減（2000年度比）
- 国のプラスチック資源循環戦略に基づく、ワンウェイプラスチックの排出抑制、使用済みプラスチックの100%リユース・リサイクル、代替資源の導入 等

<3Rの強化+Renewableの推進>

第3章 計画の基本方針

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の強化に加え、Renewable（リニューアブル※）を推進することにより、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を推進していきます。

※リニューアブル（再生可能資源への代替）：使い捨てプラスチック製品から代替素材への転換等 **プラスチック**

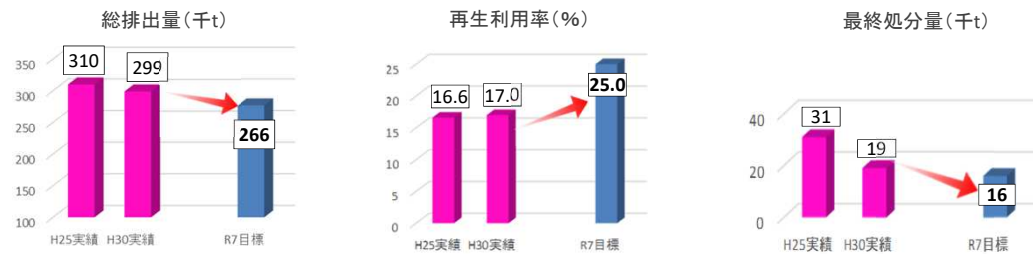
第4章 計画の目標

1. 一般廃棄物

これまでの取り組みを継続するとともに、次に示す対策に重点的に取り組むこととする。また、3Rに対する県民意識の更なる醸成を図り、環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を求めていく。

目標値については、国が示した数値を参考に設定する。

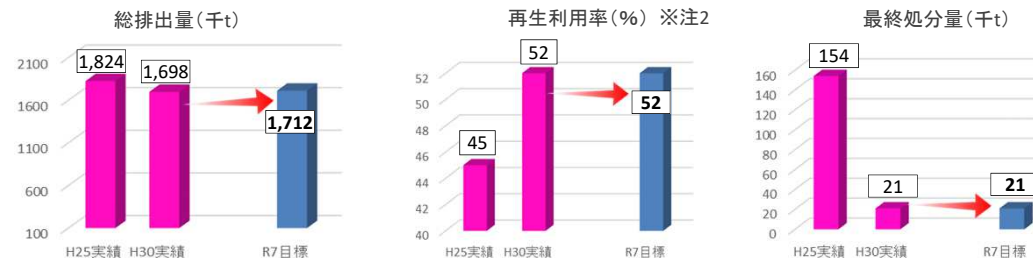
- ✓食品ロス削減やプラスチック代替素材の利用促進等の新たな方向性を踏まえ、家庭ごみで大きな比重を占める生ごみとプラスチックごみを削減する。
- ✓高齢化の進展に伴う集団回収等の活動低下など資源物回収に伴う環境変化に対応した取り組みや、ごみ処理広域化計画の着実な推進により再生利用率を向上させる。



平成30年に対し、**△11.0%**削減（国の目標△11.0%と同等の水準）
 平成30年に対し、**+8.0ポイント**向上（国の目標+8.1ポイント※注1と同等の伸び率）
 平成30年に対し、**△16.7%**削減（国の目標△16.7%と同等の水準）
 ※注1 H30:19.9%→R7:28%

2. 産業廃棄物

引き続き、排出事業者処理業者に対し、排出抑制等に関する普及啓発を行い優良事業者の支援・育成を図る。目標値については、産業廃棄物の動向は経済状況等に左右されやすいことから、各産業の活動量指数の伸び率の見込み等に基づいた推計値とする。



平成30年に対し、**約1%以内**に抑制（国の目標+1.6%以内を上回る水準）
 平成30年の水準を**維持**（国の目標38%を上回る水準）
 平成30年の水準を**維持**（国の目標±0%と同等の水準）

※注2 国が新たに示した再生利用率の計算方法で算定。今回の計算方法で再計算すると、これまでの再生利用率と比べ低い数値となる。

第5章 各主体の役割 ～県民・事業者・行政が相互に連携し各種対策に取り組みます。～

県民

循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、「物を大切にす文化」のもとで、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革が求められます。

事業者

商品の開発・生産・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための取り組みに努めるとともに、法令を遵守した適正処理が求められます。

市町村

区域内の一般廃棄物について、住民や事業者に対する普及啓発等を通じて発生抑制や循環的利用を促進するとともに、非常災害時の処理体制を整備します。

県

県民意識の醸成、一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の適正処理を推進します。

第4次山梨県廃棄物総合計画(案)の概要

第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み

○一般廃棄物

循環型社会の形成に向け、県民への啓発による取り組みを促進するとともに、廃棄物の発生抑制・再生利用など一般廃棄物処理における3Rの推進や情報提供等に取り組む市町村を支援していきます。また、県の災害廃棄物処理計画を適宜見直し、あらゆる種類の災害に対応できる廃棄物処理体制を整備します。

○産業廃棄物

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取り組みや適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を支援していきます。

○不法投棄防止対策

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと連携した取り組みを実施していきます。

第7章 廃棄物の発生抑制のための県施策

対象	目的	施策項目
○一般廃棄物	(1) 発生抑制の推進	①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援 a やまなしクールチョイス県民運動の推進 b 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援 d プラスチックスマート推進事業 e 食品ロス削減の推進及び強化事業 ②環境教育・環境学習の推進 a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー) b エネルギー教育の推進 ③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援 a 事業系一般廃棄物の減量化の推進 b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 c 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業) d 環境対策技術研究開発の支援 ④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 a やまなしクールチョイス県民運動の推進(再掲) b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進 c グリーン購入の推進
	(2) 循環的利用の推進	①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進 a 容器包装廃棄物の分別収集の促進 b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) d 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) f 環境に配慮した農業の推進 g 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進 h 使用済自動車の適正な再資源化の推進 i プラスチックスマート推進事業(再掲) ②環境教育・環境学習の推進 a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲) b エネルギー教育の推進(再掲) c プラスチックスマート推進事業(再掲) ③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 a やまなしクールチョイス県民運動の推進(再掲) b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進(再掲) c グリーン購入の推進(再掲)
	(3) 適正処理の推進	①一般廃棄物(ごみ)の適正処理の取り組み支援 a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) b 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言 c 一般廃棄物処理計画の見直しの促進 d 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) f 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施 g 災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整備 ②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進 a 生活排水対策の推進 b 浄化槽対策の促進 c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲) ③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営 a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援
	(4) 災害廃棄物対策	①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理 a 山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化 b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言 c 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携 d 大規模災害時の連絡・調整等

対象	目的	施策項目
○産業廃棄物	(1) 発生抑制の推進	①事業者による発生抑制の取り組みの促進 a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進 b 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)(再掲) c 環境対策技術研究開発の支援(再掲) d 建設副産物の有効利用の促進 e プラスチックスマート推進事業(再掲)
	(2) 循環的利用の推進	①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援 a 建設副産物の有効利用の促進(再掲) b 環境に配慮した農業の推進(再掲) c 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 d 食品残さの有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業) e 使用済自動車の適正な再資源化の推進(再掲) f プラスチックスマート推進事業(再掲)
	(3) 適正処理の推進	①産業廃棄物の適正処理の推進 a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進 b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化 c 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施 d 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施(再掲) e 優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用 f 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用 ②事業者による適正処理や施設整備の促進 a PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進 b 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 c 山梨県商工業振興資金(環境対策融資) d 太陽光発電設備の適正処理等の推進 e プラスチックスマート推進事業(再掲) ③公共関係による廃棄物最終処分場の維持管理 a 公共関係による産業廃棄物最終処分場の維持管理
	(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン	①産業廃棄物の適正処理の推進 a 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進
○不法投棄対策	(1) 不法投棄防止対策の推進	①不法投棄未然防止対策の推進 a 不法投棄監視体制の構築・強化 b 不法投棄対策の広域連携 c 不法投棄未然防止事業への支援 d 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進 e ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) f プラスチックスマート推進事業(再掲)
	(2) 不法投棄事案への対応	①行為者等の特定及び厳正な対応 a 産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)の育成・設置 b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理 c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲)

第8章 計画の推進

計画の評価と進行管理

(1) 計画の評価

目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度「環境保全審議会」へ報告し、計画を評価。

(2) 計画の進行管理

PDCAサイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施。